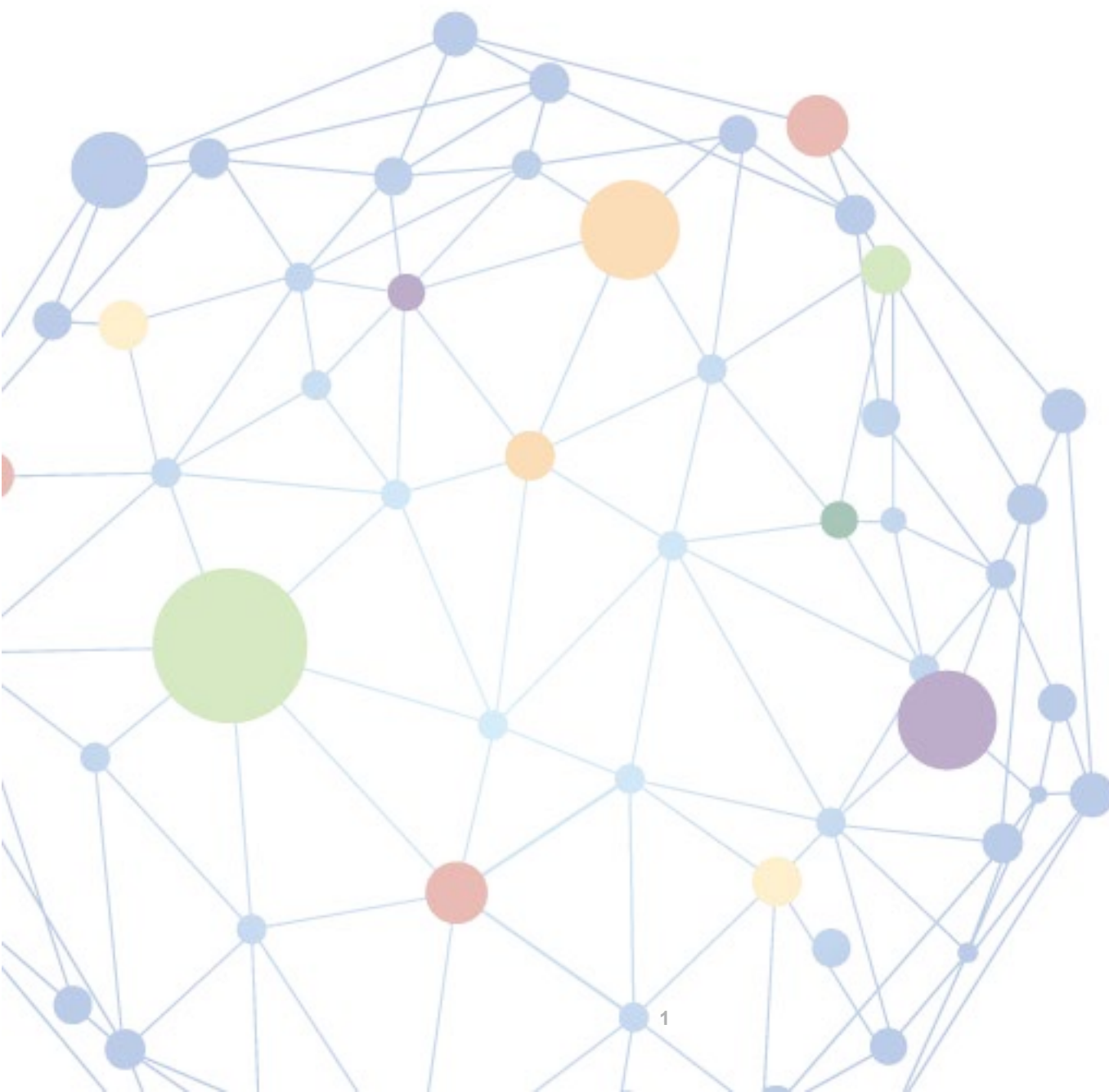


オムロングループサステナブル行動ポリシー

OMRON





オムロングループは、企業理念に基づいて、事業を通じて社会の発展に貢献する。そのために、企業活動全般において公正かつ透明性の高い経営を実現するとともに、ステークホルダーが抱える環境・社会に関わる課題に対して積極的・能動的に取り組む。

実行においては、取り組む環境・社会に関わる課題を明確にし、とるべき行動を決定し(PLAN)、実践し(DO)、実施状況や結果を監視し(CHECK)、問題点があれば改善する(ACTION)サイクルを繰り返すPDCA体制を構築にする。

オムロングループが取り組む環境・社会に関わる課題と対応方針を以下のとおり定める。

1 人権、労働、安全衛生

1-1. 人権の尊重

オムロングループは、人間が生まれながらにして自由で平等であることを常に認識し、個人の基本的な人権を尊重する。国籍、市民権、人種、皮膚の色、信条、宗教、家系(民族)、婚姻の有無、性別、障がい、年齢、性的指向、出生地、社会的地位、その他各地域の法令で定めるもの等、いかなる事由による差別もその他の人権侵害も行わない。また、役員・社員の人権意識の教育啓発に取り組む。

1-2. 労働基準と多様性を尊重した職場づくり

オムロングループは、人財こそがオムロングループの発展の源泉であり、人財の活性化が付加価値創造と生産性向上に不可欠な要素であると認識する。そのため、社員が満足感を感じながら多様な個性や能力を発揮できるよう、労働環境(人事諸制度、職場の設備面、組織風土等)の整備に努める。また、各国・地域の適用法令を遵守して社員を処遇する。

ILOによる「労働における基本的原則および権利」を尊重する。すなわち、関係法令にしたがって、結社の自由および団体交渉権を尊重し、雇用および職業における違法または不適切な差別をしない。強制労働、児童労働を行わない。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、人権への負の影響を特定・防止・軽減・是正するための手続きを構築することを通じ、企業としての人権尊重の責任を果たす。

1-3. 職場の安全衛生

オムロングループは、職場の安全衛生に関する各国・地域の法令や規定を遵守するとともに、社員が安全で健康な労働環境で働く権利および安全でない労働環境を拒否する権利を有することを尊重する。

社員が能力を発揮するためには職場の安全確保と健康な心身が不可欠であることを認識し、あらゆる事業活動において安全・健康に優先的に取り組み、安全で健康な労働環境の形成に努める。

また、災害や事故、テロなどのリスクを想定し、職場の安全衛生に関するリスク管理体制を整える。

..

2 誠実で公正な事業活動

2-1. 製品・サービスの安全性の保障、顧客保護

オムロングループは、顧客満足の最大化のため、製品・サービスの品質向上に努める。なかでも製品・サービスおよび顧客の安全は、事業活動を進めるうえでの重要課題と認識し、安全に機能し、安心して使用できる製品・サービスの提供に取り組む。また、顧客に対する説明責任の遂行や製品・サービスの不具合への誠実対応にも努める。

2-2. 情報および知的財産の管理

オムロングループは、営業秘密、知的財産、個人情報等が、組織または個人の財産もしくは権利利益であることを認識する。そのため、所有する情報・知的財産を適正に管理・活用するとともに、情報システムのセキュリティについて適切な対策を講じる。さらに、他の組織または個人の情報や知的財産の不正入手・不正利用をしない。



2-3. 健全な競争と公正な取引

オムロングループは、公正で自由な競争が経済活動の基本原則であることを十分に認識し、これに従って行動する。顧客・消費者の利益保護や経済の健全な発展、個々の組織の独立性を重視し、同業他社、特約店等、仕入先、顧客とは相互に公正・透明な関係を構築し、自由な競争と公正な取引を実践する。

また、仕入先に対しては、オムロングループの CSR 調達活動への賛同と協力を求める。

2-4. 腐敗行為の防止

オムロングループは、法に基づく秩序ある健全な社会を維持するために、腐敗行為およびその助長や強要をしない。事業活動の遂行において政治・行政との健全・正常な関係を維持し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係をもたず、断固として対決する。

2-5. 適正な納税・会計処理、投資活動

オムロングループは、法令に従った納税を行い、虚偽・偽装または隠蔽行為は一切しない。法令や社内規定に基づいた手続により投資活動を行い、適正な投資ではない投機取引等は行わない。

3 環境の保全

3-1. 環境に配慮した事業活動

オムロングループは、環境保全を企業の責任として取り組むべき重要な経営課題と認識する。事業活動にともなう環境負荷低減に取り組むとともに、環境保全に貢献する製品や技術の創出・普及にも取り組み、エコロジーとエコノミーを両立させる環境経営を推進する。さらに、環境経営の基盤づくりとして、社員に対して環境教育および啓発活動を行い、環境意識を醸成する。

3-2. 環境保全活動

オムロングループは、環境保全はあらゆる組織および個人の取り組みによってこそ推進されると認識する。環境に関する社会課題の解決には、関係する組織とともに積極的に関与すると同時に、役員・社員一人ひとりに対し、業務を離れた日常活動等においても環境の保全に関心をもち、行動することを期待する。

4 社会との共生

4-1. 地域社会の尊重

オムロングループは、企業市民の自覚をもち、社会との共生を目指す。地域社会の一員として、法令・ルールの遵守はもちろん、地域社会の慣習・文化等を尊重するとともに、事業活動による影響に配慮する。

4-2. 国際社会の平和と安全を維持する厳正な取引管理

オムロングループは、国際的な平和と安全の維持のために行われる国際取引の制限に関し、法令を遵守しその立法精神を尊重する。

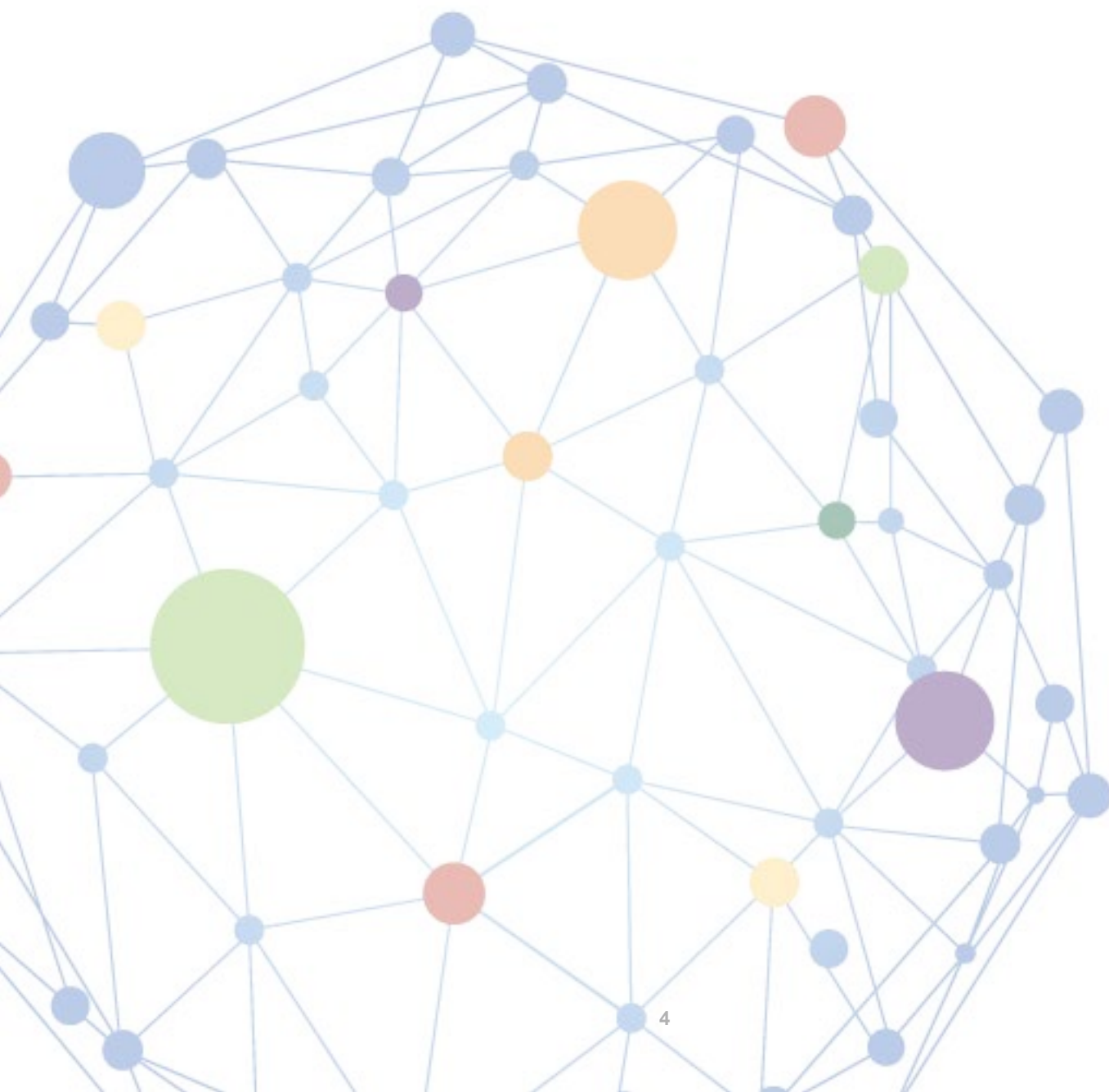
4-3. 社会貢献活動（企業市民活動）

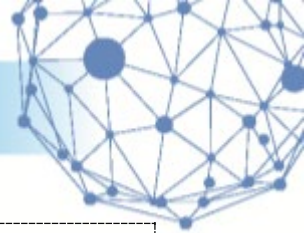
オムロングループは、企業市民として社会貢献活動に積極的に取り組む。社会貢献活動にあたっては、各国・地域の文化、風土または抱える課題と、オムロングループの価値観、資源（資金、人財、製品、設備等）や専門能力（技術・ノウハウ等）に合致したテーマを選び、地域社会や関係組織等（NGO/NPO を含む利害関係団体等）との協働をはじめ、最善の成果が得られる方法をとる。

※オムロングループサステナブル行動ポリシーは、ISO26000（社会的責任の手引き）、国連グローバルコンパクト 10 原則、OECD 多国籍企業ガイドライン、世界人権宣言等の主要な国際基準やガイドラインを参考に作成しています。

オムロングループ倫理行動ルール

OMRON





オムロングループのすべての会社・部門およびその構成員である役員・社員（以下「私たち」という）は、オムロングループの社会的信用・企業価値の向上および円滑な企業経営・事業活動を実現するため、オムロングループ倫理行動ルールの内容を理解し遵守する。

1 人権の尊重

(1) 差別等不当な取扱いの禁止

私たちは、一人ひとりの人権を尊重し、差別や嫌がらせ、その他一切の不当な取扱いをしてはならない。

(2) 公正で誠実な対応

私たちは、他者に対して常に敬意と感謝の念をもって接し、公正かつ誠実に対応する。

(3) プライバシーの尊重・個人情報の保護

私たちは、プライバシーの尊重・個人情報の保護について、6(2)「プライバシーの尊重・個人情報の保護」に従う。

(4) 強制労働・児童労働の禁止

私たちは、強制労働、児童労働およびその他類似の行為を行わない。

2 労働基準を尊重した職場づくり

(1) ハラスメントの禁止

私たちは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント（雇用関係等において優位な立場を利用して差別や精神的苦痛を与える行為）その他の違法なハラスメントを行ってはならない。

(2) 適切な職場での言動

私たちは、職場での言動で、会社の名声や信用を傷つけ、職場の風紀を乱してはならない。

(3) 強制の禁止

私たちは、本ルールを遵守し、他者にオムロンの内規や関係法令に違反するような行動を強制・脅迫・誘導してはならない。

3 職場の安全衛生

(1) 安全で快適な職場づくり

私たちは、職場の安全衛生に関する関係法令や社内規定を遵守しなければならない。また、心身ともに安全で快適に仕事ができる職場づくりに取り組む。

(2) 事故等への迅速な対応と再発防止

私たちは、職場で災害・事故、感染症、環境汚染等が発生した場合、上司や会社の担当者の指示に従い迅速かつ適正に対応するとともに、会社が行う拡大防止や再発防止の取組みに協力する。

4 製品・サービスの安全性

(1) 安全性の高い製品・サービスの提供

私たちは、「安全性は機能、性能、コストなどより優先する」と認識し、企画・開発・生産・販売・保守・廃棄の全事業プロセスにおいて、安全性の高い製品およびサービスを提供・維持する。

(2) 安全な使用を促す情報の提供

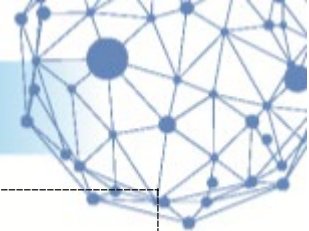
私たちは、顧客の安全を確保するため、わかりやすい説明書の添付や明瞭な警告表示などを行うとともに、安全で正しい使い方の指導、提案などの確かな情報を十分に提供する。

(3) 迅速で的確な事故対応

私たちは、万一製品・サービスに事故が発生した場合は、迅速に事故対応するとともに、事故による被害の拡大を防止する。また事実関係の調査・確認、社内外への必要な報告・情報の開示、事故の原因究明と再発防止を行う。

(4) 法令や規格の理解と遵守、維持

私たちは、製品およびサービスが販売・使用される国・地域において、製品およびサービスの品質や安全性に関わる関係法令を遵守しなければならない。また、取得した品質や安全に関する規格を理解し維持する。



5 顧客保護

(1) 適切な情報の提供

私たちは、顧客や消費者が商品やサービスの購入・利用・廃棄等の判断を適切に行えるよう、仕様書、取扱説明書、パンフレット、ホームページ等の情報提供の方法、提供する情報の内容等について十分な検討を行う。

(2) 顧客情報の保護

私たちは、顧客情報の保護について、6 (1)「情報の適正な管理」に従う。

(3) 問合せやアフターサービス等の誠実対応

私たちは、顧客や消費者からの要望・相談に誠実に対応する。また当該要望・相談において寄せられた顧客や消費者の声は、社内関係部門に適切な形で報告し、以後の事業活動に活かす。

6 情報の保護・管理

(1) 情報の適正な管理（情報セキュリティ）

私たちは、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすため、取引先等から提供された情報、個人情報、自社の情報いずれも、適正な管理を行う。適正な管理とは、情報漏洩対策、データ入力ミス等の誤情報利用防止、情報の紛失・滅失防止やシステム障害対策等が含まれる。

(2) プライバシーの尊重・個人情報の保護

私たちは、常に一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人情報は細心の注意をもって取り扱い、それを保護する関係法令にしたがい、みだりに漏洩したり、不必要に知ろうとしてはならない。

7 知的財産の保護・管理

(1) 第三者の知的財産の尊重、権利侵害の禁止

私たちは、第三者が保有する知的財産を尊重し、第三者の知的財産権を侵害してはならない。第三者の知的財産を使用したい場合は、正当な理由のある場合を除き、権利者の同意を得るものとし、第三者の知的財産を無断で使用してはならない。

a. 知的財産の調査の徹底

私たちは、製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、特許、意匠、商標などに関する第三者の知的財産の事前調査を十分行う。

b. 違法な複製の禁止

私たちは、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製をしてはならない。

c. コンピュータネットワーク利用における注意

私たちは、電子メールやホームページでの情報発信、社内やインターネットなどのコンピュータネットワーク上で入手できる情報の利用などにあたっては、第三者の著作物（本、記事、絵、音楽その他）についての権利侵害にとくに留意する。

(2) 営業秘密の不正入手・使用の禁止

私たちは、第三者の営業秘密を不正・不当な手段で入手したり、使用してはならない。

(3) 社内の知的財産の適正な管理

私たちは、情報セキュリティに関する社内規定に従うなど、社内の知的財産を適正に管理し、不用意な開示・漏洩、および第三者による侵害を防止しなければならない。

(4) 業務に関連して創作した知的財産についての速やかな報告

私たちは、業務に関連して創作した発明考案、意匠、商標、著作物、営業秘密等の知的財産については、社内規定や雇用契約等に従って速やかに会社に報告する。

8 同業他社との健全な競争

(1) 自由な企業活動を制限する行為の禁止

私たちは、同業他社との自由な企業活動の制限につながる話し合いや申し合せ等をしてはならない。

a. 同業者間の申し合せ（カルテル）の禁止

私たちは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについての違法な申し合せを行ってはならない。

b. 入札談合の禁止



私たちは、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めなどいわゆる談合行為を行ってはならない。

c. 業界団体における申し合せの禁止

私たちは、業界団体の活動または同業他社との会合を通じて、同業他社とカルテル、入札談合、新規参入阻止、市場からの締め出し等の申し合せを行ってはならない。他社がそのような行為を提案した場合は、それに同意したと誤解されないよう、明確に拒絶しなければならない。

(2) 不正競争行為の禁止

私たちは、他社の営業秘密を正当ではない方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うことなど、不正競争行為を行ってはならない。

9 特約店等との公正な取引

(1) 私たちは、特約店、代理店その他の流通業者（以下「特約店等」という）に対して常に誠実かつ公正に接し、合理性のない要求や行為をしてはならない。

a. 再販売価格拘束の禁止

私たちは、関係法令において許容されている場合を除き、製品の卸売価格や小売価格を維持する目的で、特約店等と違法な申し合せをしたり、特約店等に価格を維持するための不適切な指示や圧力を加える行為をしてはならない。

b. 不適正な販売奨励金（リベート）の禁止

販売奨励金は、算定基準、支払時期、支払方法などが公正で明確なものでなければならない。私たちは、関係法令において許容されている場合を除き、販売奨励金を、特約店等の再販売価格を維持する目的や、特約店等が競合他社製品を取り扱わないようにする目的で提供してはならない。

c. 優越的地位の濫用の禁止

私たちは、取引上の優位な立場を利用して、特約店等との取引関係の一方的な決定・変更、押し込み販売、協賛金の負担要請、経営への干渉などを行ってはならない。

d. 不当な拘束の禁止

私たちは、上記の他、不当な拘束をともなう不公正な取引方法で営業活動を行ってはならない。

(2) 私たちは、特約店等から、金銭・物品を受け取ったり、接待を受けてはならない。ただし、広告宣伝用の粗品、職場への手土産、やむを得ない軽微な接待程度は受けても差し支えない。また、特約店等に対し社会的儀礼の範囲を超えた金銭・物品の贈答や過剰な接待をしてはならない。国や地域によっては贈答・接待を商業賄賂として禁止している点に注意する。

10 仕入先等との公正な取引

(1) 仕入先等の公正な選定

私たちは、オープンドアの基本方針に従い、品質、価格、納期などの合理的な基準に基づいて、製品・サービスの仕入先等を公正に選定しなければならない。

(2) 対等・公正な取引関係の構築

私たちは、契約等をベースにした対等・公正な調達取引を行わなければならない。また仕入先に対して常に誠実かつ公正に接し、合理性のない要求や行為をしてはならない。私たちは、購入に関する関係法令を遵守しなければならない。

a. 購入強制および互惠取引の禁止

私たちは、関係法令に違反して指定する製品やサービスの購入を仕入先等に強制したり、また当社の製品やサービスの購入を条件とした取引（互惠取引）を行ってはならない。

b. 優越的地位の濫用の禁止

私たちは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課してはならない。

c. 金銭・物品受領・接待等の禁止

私たちは、仕入先等から、金銭・物品を受け取ったり、接待を受けてはならない。ただし、広告宣伝用の粗品、職場への手土産、やむを得ない軽微な接待程度は受けても差し支えない。



い。国や地域によっては贈答・接待を受けることを商業賄賂として禁止している点に注意する。

11 顧客との公正な取引

(1) 判断や認識を誤らせるおそれのある行為の禁止

私たちは、消費者や顧客の正常な商品選択や事実認識を誤らせるおそれのある行為を行ってはならない。

a. 過大な景品等の提供禁止

私たちは、関係法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供してはならない。

b. 適正な比較広告

私たちは、製品やサービスに関し、他社の製品やサービスと比較した広告、表示、説明などを行う場合（地域の関係法令でそれが認められるとき）、事実と異なる内容や事実を認認するような内容を示してはならない。

c. 適正な表示および広告宣伝活動

私たちは、事実と異なる、もしくは顧客に内容について誤認させるような、製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝を行ってはならない。また、広告宣伝の内容は、広告倫理基準等にも従うとともに、他の企業や個人の誹謗中傷、第三者の権利侵害、関係法令違反等を含まないよう注意しなければならない。

(2) 過剰な接待の禁止

私たちは、顧客に対し社会的儀礼の範囲を超えた金銭・物品の贈答や過剰な接待をしてはならない。ただし公務員等に対しては、12 (1) 「接待・贈答等の規制の遵守」の規定（原則禁止）に従う。国や地域によっては贈答・接待を行うことを商業賄賂として禁止している点に注意する。

12 行政等との健全な関係

(1) 接待・贈答等の規制の遵守

私たちは、公務員、公共団体・政府所有法人の従業員または政治家（以下「公務員等」という）に対する接待や贈答等に関する規制を遵守しなければならない。

a. 贈賄の禁止

私たちは、公務員等に対し、商取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の私的な利益や便宜の供与を一切行ってはならない。

b. 社会的儀礼を超えた接待・贈答の禁止

私たちは、良識的社会水準と関係法令が明確に許容する場合を除き、業務上の見返りを求めるかどうかにかかわらず、公務員等に対し接待・贈答を行ってはならない。

c. 第三者を通じた供与

上記 a. および b. は、代理人、コンサルタント等の第三者を通じた金銭の提供・接待・贈り物、その他の私的な利益や便益の供与にも適用する。

(2) 外国公務員等への適用

上記のガイドは、外国の政治家および公務員等にも適用する。

13 反社会的勢力との対決

(1) 利益供与の禁止

私たちは、株主の権利行使に関連して、いかなる形の財産上の利益の供与もしてはならない。

(2) 反社会勢力の排除

私たちは、雑誌購読、寄付、会費、商取引など名目の如何を問わず、暴力団や総会屋などの反社会勢力と取引関係その他いかなる関係ももってはならない。

(3) 毅然とした対応

私たちは、反社会勢力から何らかの金銭・物品の提供を迫られた場合、上司・社内関係部門に連絡・相談のうえ、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」の三原則の下で、毅然とした態度で拒絶しなければならない。またこのような場合、取締当局への通報・相談を徹底する。



(4) 資金洗浄の禁止

私たちは、資金洗浄（マネーロンダリング）および類似の金融取引（違法に生成した金融資産の保有、交換、転換、移動等）に関する関係法令を遵守する。

14 適正な納税・会計処理

(1) 税法などの法令遵守

私たちは、租税や外国為替に関連する法令等を遵守し、常にその正しい理解に努め、適正な税務処理等を行わなければならない。

(2) 適正な会計処理

私たちは、関連の法令・会計基準・社内規定に従い、経費の支出、売上・利益の計上、送金等の処理を適正に行わなければならない。伝票・資料等への虚偽や偽装の記載、または隠蔽行為をしてはならない。

(3) 記録の保管と報告

私たちは、関連の法令・会計基準・社内規定に従い、上記の処理に関連する記録の保管を行わなければならない。また、上記の処理状況の確認などのため社内関係部門などから提示を求められた場合、正確な情報・記録の開示や報告を行う。

15 投機行為の禁止

(1) 適正な資金運用・投資活動

私たちは、資金運用・不動産、有価証券その他への投資にあたっては、関係法令および社内規定に従い、経営・事業に必要な範囲で所定の承認手続を経て行わなければならない。

(2) 投機活動の禁止

私たちは、投機を目的とした投資、外国為替取引、原材料の調達等を行ってはならない。

16 環境に配慮した事業活動

(1) 環境に配慮した事業活動

私たちは、研究開発、生産、販売、事務、アフターサービスなどの事業活動の全過程において、省資源・廃棄物削減・省エネルギーのための努力、地球環境に悪影響を及ぼす物質の使用削減や使用停止、使用されなくなった製品の回収・リサイクルなど環境に配慮した取組みを行う。

(2) 環境法令などの遵守

私たちは、国・地域の産業公害防止に関する規制をはじめとする環境法令や環境維持のために締結された協定を、正しく理解し遵守しなければならない。

(3) 国際基準の遵守

私たちは、環境に関する管理システムを構築し、環境に関する国際基準の遵守を確実に推進する。また環境の保全に関する規格を維持する。

17 地域社会の尊重

(1) 各国・地域の法令や国際ルールの遵守

私たちは、国際取引を行うにあたっては、当該国・地域の関係法令を遵守しなければならない。

(2) 各国・地域の慣習や文化等の尊重

私たちは、事業活動を行う国・地域の慣習や文化を尊重する。

(3) 事業活動の安全性の確保

私たちは、事業活動が地域社会等の安全を脅かすことのないよう、設備等の管理をはじめとして、事業活動の安全性確保に取り組む。万一、問題が発生した場合は、社内の責任者や監督官庁等の指示に従い、適正・迅速・誠実に対応するとともに、会社が行う拡大防止や再発防止の取組みに協力する。

18 国際社会の平和と安全を維持する厳正な取引管理

(1) 規制された取引の関与の禁止・輸出管理に関する法令の遵守

私たちは、国際的な平和と安全の維持を阻害するおそれのある取引に関与してはならない。また、事業活動を行う国や地域の輸出管理に関する関係法令等を遵守しなければならない。

a. 輸出許可の取得



私たちは、兵器に用いられる可能性のある、関係法令または社内規定に定める輸出規制該当貨物（製品、部品、製造設備等）や輸出規制該当技術（ソフトウェア、図面、資料、指導等）を輸出または提供する場合など、関係法令または社内規定で規制された輸出等については必要な許可または承認を受けなければならない。

b. 「禁止顧客」との取引禁止

私たちは、関係法令や社内規定に違反して、「禁止顧客」に対し、貨物の販売や技術の提供をしてはならない。

c. 手荷物の国外持ち出し等の手続き遵守

私たちは、海外出張時に携帯して規制該当貨物や技術を国外へ持ち出す場合や、ソフトウェアや技術資料を電送する場合も、通常の輸出手続を取らなければならない。

(2) 輸出管理に関する社内規定の遵守

私たちは、輸出管理に関し制定される社内規定を十分に理解し、そこで要求されている事項は、確実に実施しなければならない。

19 職務権限を濫用した私的行為の禁止

(1) インサイダー取引等の禁止

私たちは、株式の名義の如何を問わず、職務遂行の過程で知り得たオムロン株式会社や上場している他社の未公表の内部情報を利用して会社や当該他社の株式等の売買（インサイダー取引）を行ってはならない。また、内部情報を利用して不動産投資等自己の経済的利益を得ようとしてはならない。なお、職務上やむを得ない場合を除いて、そのような未公表の内部情報を社内外の誰に対しても伝えてはならない。

(2) 秘密情報等の漏洩の禁止

私たちは、職務遂行上必要ではないにもかかわらず、会社の営業秘密その他の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。また、このような秘密情報を職務遂行以外の目的で利用してはならない。

(3) 会社財産の職務外使用等の禁止

私たちは、職務遂行上必要ではないにもかかわらず、会社財産を会社から持ち出してはならない。会社財産を自己または第三者のために利用してはならない。（本項において、会社財産には、コンピュータシステム、電子データ等を含む）

(4) 職務に関連する金銭・物品受領・接待等の禁止

私たちは、職務遂行に関連して、金銭・物品を受け取ったり接待を受けてはならない。ただし、10(2)cに定める場合はこの限りでない。

(5) 利益相反取引の禁止

私たちは、社内規定に従って事前かつ適切な開示および会社からの承認を得ない限り、利益相反行為や自らと関連する会社との取引を行ってはならない。このような取引には、オムロングループ各社が、社員またはその家族が所有または管理する会社から物品やサービスを購入することを含む。

(6) 自己の利益追求の禁止

私たちは、上記のほか、職務遂行に関連して、自己または家族のために不適切な私的利益を得ようとしてはならない。

20 会社のブランドを傷つける私的行為の禁止

(1) 会社内での個人的活動の禁止

私たちは、会社の明確な許可を受けた場合を除き、会社の施設内で、政治活動、宗教活動、製品やサービスの勧誘活動、その他職務に関連しない活動を行ってはならない。

(2) 会社の名声等の利用の禁止

私たちは、会社の名声や信用を利用して個人の利益を得ようとする行為をしてはならない。

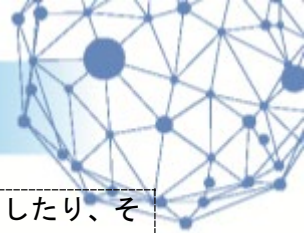
(3) 会社の信用等を傷つける行為の禁止

私たちは、会社の名声や信用を傷つけるような私的な行為をしてはならない。

(4) 他の職務に従事することの禁止

私たちは、会社の許可なく、他人に雇用されたり、会社の事業と競合したり会社との間で利益相反が発生する職務に従事してはならない。

(5) 違法薬物の使用禁止



私たちは、会社の施設内で、または就業時間に、違法薬物を販売、購入、所有、使用したり、その影響下にあってはならない。

(6) 個人の安全

特に海外の国・地域では、私的行為であっても自身の安全を確保し慎重に行動しなければならない。

(7) 法令の遵守

私たちは、私的な活動においても、社会の一員として、法令を遵守しなければならない。

21 相談・報告

私たちは、本ルールの違反を発見した場合は、上司に相談するかまたは内部通報窓口に報告する。

以上